



阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田 真二

〒567-0827
茨木市稻葉町5-14
TEL 072(634)4331代
FAX 072(632)1828

◆ 11月の税務と労務

- 国 税／10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月16日
- 国 税／所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税／9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税／3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 地方税／個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	*	*	*	*	*

※税を考える週間 11月11日～11月17日

国税庁への年金強制徴収の委任 惡質な年金滞納者に対して、厚生労働省が国税庁へ強制徴収を委任できる制度の委任要件が本年10月に見直され、厚生年金は滞納額が5千万円以上（従来は1億円以上）に、国民年金は滞納月数が13か月以上（従来は24か月以上）に引き下げられています。

ワン
ポイント

平成 27 年度

税制改正

・地方拠点強化税制 ・ふるさと納税

平成二十七年度の税制改正のうち、『地方再生』や『地域』に関係する制度で知つておきたいものを説明します。

1 地方拠点強化税制の創設

増加の見込み等を盛り込んだ計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることなどが規定され、この認定を受けた法人に対しても一定の建物等に係る投資減税や雇用促進税制の特例が講じられます。

(1) 特定建物等を取得した場合

青色申告法人で、地域再

に規定される「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」につ

（改）平成二十七年八月一日

三十一年三月三十日までの間に

に沿つて、その認定の日から二
三ヶ月で建物及びその付属設備

並びに構築物（一定の規模以上

事業の用に供した場合には、表

	平成27年8月10日 ～平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日
移転型 ^(注2)	25%特別償却又は 7%税額控除	25%特別償却又は 4%税額控除
拡充型 ^(注3)	15%特別償却又は 4%税額控除	15%特別償却又は 2%税額控除

(注1)「一定の規模以上のもの」とは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上(中小企業者は1,000万円以上)のものをいいます。

(注2)「移転型」とは、国が定める特定の地域(東京23区)からの移転を伴う計画をいいます。

(注3)「拡充型」とは、上記の「移転型」以外の計画をいいます。

	雇用促進税制	拡充型	移転型
適用要件	①法人全体の前期比雇用増が5人(中小企業は2人)以上 ②法人全体の雇用者数が前期比10%以上増等	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度末までに「計画」の認定 雇用促進税制の要件(左記②の要件以外)を満たす場合 	<ul style="list-style-type: none"> 「移転型の計画」の認定 法人全体、地方拠点の雇用者数が前期比で減少しないこと等
特例内容	【税額控除】 法人全体の前期比雇用増×40万円	【税額控除】 法人全体の前期比雇用増を上限として、地方拠点の前期比雇用増×50万円(要件②を満たさない場合は20万円)	【税額控除(拡充型とは別枠)】 地方拠点の「計画」認定直前期の雇用者数に対する雇用増×30万円

(2) 雇用促進税制の拡充
平成二十七年八月十日から平成三十年三月三十一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた青色申告法人については、その認定の日以後三年間において、従来の「雇用者の数が増加した場合の税額控除制度」が拡充されました。

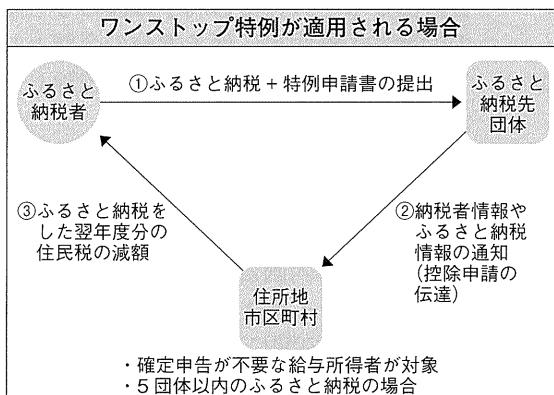
〔適用時期〕

(1) の改正については、地域再生法の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日から二年以内に取得する建物及びその附属施設並びに構築物について適用されます。また、(2) の改正については、認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度分の法人税について適用されます。

2 ふるさと納税の拡充

個人住民税における都道府県又は市町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、次の見直しが行われました。

① 別控除額の控除限度額が、



個人住民税所得割額の一割から二割に引き上げられました。
(2) 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。ふるさと納税を行つた地方自治体が一年間で五団体以内であれば、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税の控除申請を、寄附先の地方自治体に要請すること

ができます。

〔適用時期〕

①の改正は、平成二十八年度分以後の個人住民税について適用され、②の改正は、平成二十七年四月一日以後に行う寄附について適用されます。

3 空家等対策の推進に関する固定資産税等の改正

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、管理不全の空家の除去・適正管理を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となつた特定空家等に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例の対象から除外する措置が講じられました。
〔注〕「特定空家等」とは、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等をいいます。なお、市町村長が「特定空家等」の所有者等に対し、必要な措置を取るよう助言・指導、勧

告、命令等を行うことが可能とされ、勧告の対象となつた特定空家等に係る土地は、以下の住宅用土地特例が適用除外となります。

区分	面積区分	特例による課税標準額	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	200m ² 以下の部分	価格×1/6	価格×1/3
一般住宅用地	200m ² を超える部分(家屋の床面積の10倍まで)	価格×1/3	価格×2/3

↓

適用除外

〔適用時期〕 平成二十七年五月二十六日から適用（平成二十八年度分から適用）されています。

受取配当等の益金不算入制度の改正

受取配当等の益金不算入制度について、主に次の改正が行われました。

1 益金不算入の対象となる株式等の区分及び益金不算入割合の改正

配当等の額の益金不算入額の計算に当たり法人が保有する株式等の区分及び益金不算入割合について、次のとおり改正されました。

- 完全子法人株式等(株式等保有割合100%)…100分の100
- 関連法人株式等(株式等保有割合3分の1超)…100分の100
- その他の株式等(株式等保有割合5%超3分の1以下)…100分の50
- 非支配目的株式等(株式等保有割合5%以下)…100分の20

2 負債利子がある場合の控除計算の見直し

内国法人が各事業年度において支払う負債の利子がある場合の配当等の額の益金不算入額の計算について、次のとおり見直しが行われました。

- (1) 負債利子がある場合の控除計算の対象となる株式等が、関連法人株式等に限定されるとともに、その関連法人株式等に係る配当等の額について益金の額に算入しない金額は、関連法人株式等につきその事業年度において受ける配当等の額の合計額からその負債の利子の額のうちその関連法人株式等に係る部分の金額として原則法により計算した金額を控除した金額とされました。
- (2) 関連法人株式等に係る負債利子がある場合の控除計算の簡便法について、適用することができる法人が平成27年4月1日に存する内国法人とされ、基準年度が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度とされました。

建設仮勘定の仕入税額控除の時期

消費税法においては、建設仮勘定に計上されている金額であつても、原則として物の引渡しや役務の提供があつた日の課税期間において課税仕入れに対する税額の控除を行うことになります。そのため、設計料に係る役務の提供や資材の購入等の課税仕入れについては、その課税期間に行つた日の属する課税期間の提供や資材の購入等の課税仕入れとし、それとしないで、工事の目的物のすべての引渡しを受けた日の課税期間における課税仕入れとし、て処理する方法も認められます。

建物の賃貸借契約書と印紙税

建物の賃貸借契約書には、印紙税はかかりません。建物の賃貸借契約書の中には、その建物の所在地や使用収益の範囲を確定するために、敷地の面積が記載されることがあります、このような文書も建物の賃貸借契約書であるとして印紙税はかかりません。しかし、その敷地についての賃貸借契約を結んだことが明らかであるものは、「土地の賃借権の設定に関する契約書」に該当します。

また、貸しビル業者などが、ビルなどの賃貸借契約又はその予約契約を締結する際に、そのビルなどの賃借人から建設協力金又は保証金などの名目で一定の金銭を受け取り、そのビルなどの賃貸借期間に関係なく一定期間据置き後、割賦償還することなどを約する場合がありますが、このような建設協力金又は保証金などの取り決めのある建物の賃貸借契約書は「消費貸借に関する契約書」に該当しますのでご注意ください。